

(別紙1)

## 短期入所療養介護について

(令和6年4月1日現在)

### 1 介護保険証の確認

ご利用の申込に当たり、ご利用希望者本人の介護保険証を確認させていただきます。

### 2 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させる為に立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下に於ける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービス提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容について同意をいただくようになります。

### 3 利用料金

#### (1) 基本料金

##### ① 施設利用料金 (1日当たりの自己負担部分)

	1日当たりの自己負担部分 (1割負担の場合)	1日当たりの自己負担部分 (2割負担の場合)	1日当たりの自己負担部分 (3割負担の場合)
要介護度 1	830円	1,660円	2,490円
要介護度 2	880円	1,760円	2,640円
要介護度 3	944円	1,888円	2,832円
要介護度 4	997円	1,994円	2,991円
要介護度 5	1,052円	2,104円	3,156円

※日帰りショートステイ (宿泊せず1日のみショート利用した) の場合、

3時間以上4時間未満	1割: 650円	2割: 1,300円	3割: 1,950円
4時間以上5時間未満	1割: 908円	2割: 1,816円	3割: 2,724円
6時間以上8時間未満	1割: 1,269円	2割: 2,538円	3割: 3,807円

	負担割合			対象者	備考
	1割	2割			
送迎加算 (片道)	184円/回	368円/回	552円/回	該当の方	送迎サービスを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	480円/回	720円/回	該当の方	個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I)	22円/日	44円/日	66円/日	全員の方	介護職員のうち介護福祉士を60%以上配置しています。
夜勤職員配置加算	24円/日	48円/日	72円/日	全員の方	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしています。
療養食加算	8円/回	16円/回	24円/回	該当の方	療養食摂取の場合加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険該当分の3.9%			全員の方	利用者に対し介護保健施設サービスを行った場合
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険該当分の2.1%			全員の方	利用者に対し介護保健施設サービスを行った場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険該当分の0.8%			全員の方	利用者に対し介護保健施設サービスを行った場合。
重度療養管理加算	120円/日	240円/日	360円/日	該当の方	要介護4以上であって医学的管理のもと療養上必要な処置を行った場合
重度療養管理加算（日帰りショート）	60円/日	120円/日	180円/日	該当の方	要介護4以上であって医学的管理のもと療養上必要な処置を行った場合かつ宿泊せず1日のみショートを利用した場合
緊急短期入所受入加算	90円/日	180円/日	360円/日	該当の方	利用者やその家族の状況に合わせ緊急で受け入れた場合
緊急時施設療養加算	518/日	1,036/日	1,544/日	該当の方	利用者に緊急その他やむを得ない事情による医療行為を行った場合

※上記表の他に介護保険に基づくサービスを提供した場合は、介護保険の規定に基づいた料金を加算します。

## ② 食費

- ・食材料費と調理費相当として1日につき表の区分に応じて自己負担となります。

## ③ 滞在費

- ・光熱水費相当として1日につき表の区分に応じて自己負担となります。

区分	負担限度額（所得の低い方）				第4段階
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
対象者	市町村民税非課税世帯の老齢年金受給者生活保護受給者かつ預貯金等が単身1,000万以下・夫婦2,000万以下	市町村民税非課税世帯であって、年金収入等が80万円以下の方かつ預貯金等が単身650万以下・夫婦1,650万以下	市町村民税非課税世帯であって、年金収入等が80万円超120万円以下かつ預貯金等が単身550万以下・夫婦1,550万以下	市町村民税非課税世帯であって、年金収入等が120万円超かつ預貯金等が単身500万以下・夫婦1,500万以下	左記以外の方
食費日額	300円	390円	650円	1,360円	2,000円 (朝食 530円) (昼食 770円) (夕食 700円)
滞在費日額	0円	370円	370円		377円

※負担区分確認のため各市町村より発行された負担限度額認定証を提示して下さい。

④ 日常生活費 300円/日

- ・石鹸、シャンプー、おしぼりタオル（毎食時、お茶おやつの1日5回、他随時）等、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。ご自身で用意される場合は、お支払いの必要がありません。

(2) その他の料金

複写費

- ・ サービス実施記録の複写物を必要とされる場合は、実費として1件あたり300円を請求します。

(3) 支払方法

毎月、月初めに前月分を請求しますので、10日以内に直接、事務所で支払い下さい。